

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

55号

発行：2016年9月28日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~wu9m-situ/>

最高裁10月31日(月)に弁論



学習会の報告

弁護士 関守麻紀子

9月4日(日)曜日、第1回目の最高裁学習会がありました。

昨年7月、東京高裁で判決が出され、それを受けて、8月、私たちは最高裁に、上告して裁判所での期日が入りませんが、今、裁判で東京高裁とは異なるのか、最上級裁判所ではないか、ということになりがちです。そのため、この学習会が企画されました。

まず、原告団作成のDVDを見ました。横浜地裁提訴からの経過を映像と音で振り返った記録で、とてもよくできていました。DVD鑑賞後、海渡弁護士から、横浜地裁判決、東京高裁判決の到達点、成果を再度確認した後、最高裁では何が審理されるのかについて説明がありました。その後は活発に質疑応答がなされました。

3 当日のお話しの要点、最高裁で何が審理されるか、は次のとおりです。

【行政訴訟】原告 米軍機の差止めが認められなかったこと、自衛隊機の差止めの認められなかった部分、を不服として、上告しました。

被告国 上告受理申立 同じく、米軍機の差止めが認められなかったこと、自衛隊機の差止めの認められなかった部分、を不服として、上告受理申立をしました。

【民事訴訟】原告 米軍機、自衛隊機の差止めが認められなかったことを不服として、上告しました。被告国 上告受理申立 将来請求(高裁が、2016年12月31日までの損害賠償を認めたと)等を不服として、上告受理申立をしました。

★ 高裁判決で将来請求を認められた原告のみならず(死亡された方、転居された方などを除く、大半の原告のみならず)は、国から、最高裁に訴えられている、ということになります。

ここで、「上告」と「上告受理申立」の意味について簡単に説明します。最高裁への「上告」は、高裁判決に「憲法違反」がある場合など、限定的な場合しか、することができません。しかし、これでは権利救済が限定的過ぎるので、「法令の解釈に関して重大な事項」があり、最高裁としての判断を必要とすることがあると認められる場合には、憲法違反などでなくても、「上告受理」がされ、最高裁で審理されます。そのため、私たちは、「上告」と、「上告受理申立」と、2つの申立をしました。

最高裁の決定

① 9月15日、最高裁決定がされました。行政訴訟では、原告の上告は棄却され、自衛隊機差止めの違法性の解釈に関する主張についてのみ、上告受理申立が受理されました。

被告国の上告受理申立についても、同じく、自衛隊機の差止めの違法性についての論点、及び、「重大な損害を生ずるおそれ」の解釈についての論点の2点について、受理されました。これらの点について、最高裁の判断が示されることになり、10月31日(月)午後3時30分から、最高裁で、口頭弁論期日が開かれることになりました。

民事訴訟では、国の、将来請求を認めたことは誤りであるとの主張について、上告が受理されましたので、この点について、最高裁の判断が示されることとなります。民事訴訟では、今のところ、口頭弁論期日が開かれる予定はありません。

原告が主張してきた、米軍機の差止めについては、行政訴訟でも民事訴訟でも上告が棄却され、上告受理申立も認められませんでした。原告住民が、米軍機の差止めを求めることはできない、という高裁判決が確定することになりました。



オスプレイの飛来に怒りの監視行動

第四次厚木爆音訴訟団 事務局次長・矢野 亮



オスプレイが厚木基地に飛来しました。今年4回目。通告があったのは8月4日。8月26日～27日に東富士で訓練をするという。このところ予告通りに来る事が多くなっていました。今回も、「来るだろうな」という予想。なぜなら、8月28日には昨年華々しくデモ飛行を披露した、東富士での陸自総合火力演習が予定されていたこと、それともう一つ、8月下旬から9月にかけて宮城県王城寺原演習場で行われる米海兵隊との実動演習にオスプレイの参加を検討しているというリリースがされたからです。

この頃、台風10号が逃走中でした。太平洋沖で発生し沖縄近海まで進んでからUターンして最後は東北に上陸し大被害をもたらしたあの台風です。強風を天敵とするオスプレイは一足早い24日に岩国基地まで進み、25日に厚木基地に現れました。総勢4機。後の動きがわかりやすいように機体番号を書きます。00、03、09、11です。予想は当たったということです。ところが当たったのはここまで。26日に09番機1機だけ東富士に。それも訓練するのかなと思ったら、横田上空、キャンプ富士、横田、キャンプ富士とジグザクに飛んで、最後は18時過ぎに厚木に戻ってきます。どうも訓練はしていないようでした。

翌日は雨で、ずぶ濡れになりながら基地北側のフェンス前で見ていると00、09、11の3機が厚木基地を離陸しました。いったいこれはどこに行くのかと思ったら。約5～6分後に横田基地に着陸します。この日はそのまま動きはありませんでした。そういえば昨年、総合火力演習に行ったのは横田からでした。火力演習本番の28日は00機がキャンプ富士に要人輸送をしただけで、デモ飛行は行いませんでした。訓練もしていないようです。3機はそのまま横田泊まり。そして29日には、横田から09と11の2機が厚木基地に飛来して、そこから岩国に向けて離陸。それよりも少し早い時間に、横田にいる00機が直接岩国に向けて飛び立ちます。一方で、この3機と入れ替わる形で10番機1機が新たに厚木基地に着陸します。この動きは5月にもありました。残っていた1機を迎えに来たように連れ立って帰ったことを思い出させます。ところが、翌30日、迎えに来たはずの10番機が単独で岩国に帰ってしまいました。残った03番機が帰ったのは、9月6日でした。今回の飛来は何だったのでしょうか？わざわざ28日～30日に東富士・北富士で訓練をするという追加情報を出したのにもかかわらず、その動きはありませんでした。海兵隊との合同演習に参加する素振りもなし。7月の飛来の際にも、空挺降下訓練をすると言いつつ、東富士に行ったのは1回、それも夜間、厚木への飛来の途中に立ち寄ったものでした。5月には10日開いたにもかかわらず、東富士で訓練したのは各機1回だけ。飛来のための飛来としか言いようがありません。つまり、月に一度は、沖縄を離れ本土に行くことにしているということ。それが、沖縄の負担軽減の名目なのか、本土配備のための地均しなのか、兵士の習熟のためかはわかりません。ただ、今後もオスプレイが、厚木・横田への飛来を繰り返す可能性があることは確かです。そして、その米軍が最もしやがることとは言う、オスプレイを容認していないということを米軍に伝えるための抗議と、オスプレイがどこでどんな飛び方をしているのか、見逃さないぞという監視行動です。今後も粘り強く続けていきましょう。

ピースフェスティバルに集まろう
とき：10月8日(土)10時～15時
ところ：大和駅 東口広場
☆：模擬店やパネル展示・コンサート

とにかく飛ばさないで

嘉手納訴訟連帯行動報告

副団長・中坪清



8月25日、第三次嘉手納爆音訴訟が地裁結審しました。弁護団は判決が本年度末までに出来ることを期待しています。

第四次厚木基地爆音訴訟団は、大波副団長・野口事務局長次長・斉藤会計・中坪の4人が、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議を構成する横田・小松・岩国・普天間の原告団とともに沖縄に集まりました。弁護団からは北村・関守の2弁護士が参加し、北村弁護士は法廷で飛行差し止めを認めるよう論じ、関守弁護士は裁判所の隣りに置いた宣伝カーの上から厚木訴訟の報告と応援の演説をしました。

第三次嘉手納爆音訴訟は2011年4月28日、爆音訴訟原告数史上最大の22,056人が、国を相手に米軍機の夜間・早朝の飛行差し止めと損害賠償を求めて提訴してから24回目の口頭弁論で結審しました。

弁論で、新川原告団長は、「1次・2次の訴訟で米軍機騒音の違法性が認められながらも飛行差し止めが認められなかったので爆音は激化している」と指摘し、池宮城弁護士は「裁判官は法と良心に従って(国から)独立して判断して欲しい。そうすれば差し止めするのは当然だ」と強調しました。

弁論後、北谷のニライセンターで記者会見があり、嘉手納弁護団は①騒音による睡眠妨害とそれに伴う健康被害、②成長過程の子どもへの被害、③戦闘機墜落の恐怖の立証に努めたと説明しました。記者会見後、「自衛隊機の飛行差し止め」を勝ち取った厚木弁護団の関守弁護士が現地の記者に囲まれていました。北村弁護士は「基地訴訟はリレーだ。全国各基地の原告・弁護団が全力で走ってバトンを渡し、成果が出ている」と、全国で訴訟をつなぐ大切さを訴えました。嘉手納では是非とも米軍機の差し止めを勝ち取って欲しいです。

午後、嘉手納・普天間基地を視察。嘉手納基地は基地横の自動車整備店の屋上で基地を視察しました。県道のすぐ近くにオスプレイ6機とP3Cが6機並び、滑走路を戦闘機とともに飛び立って行きました。100dBは優に超えていると思いました。「嘉手納基地に隣接する読谷村方面の丘の中には沢山の弾薬庫が並んでいて、爆弾投下訓練には米軍から州軍飛行機も来ている」ということを知らされました。

普天間基地は嘉数高地から見下ろしました。2004年に米軍ヘリが墜落した沖縄国際大学が見え、基地には輸送機やヘリがいました。高地の一角には旧日本軍が築いたトーチカが傷つきながら残っていました。ここは沖縄戦の激戦地でもあったのです。25日夕は全国基地連の準備会をし、かりゆしアーバンホテルで全国基地訴訟弁護団と原告団の交流会をしました。沖縄の訴訟には大阪の弁護士たちが多くかかわっていることがわかりました。

26日、金曜日は沖縄の統一行動日で早朝(7~8時)嘉手納基地の3つのゲートで反基地行動が行われています。私たちは第3ゲート前の行動に参加しました。ゲート前には立入禁止線が引かれ、警官が保護・規制していました。嘉手納原告団事務局長の平良さんは「米兵を敵ではなく友人として接し、VFP(ヴェテランズフォービース)＝退役後平和活動をする軍人会への参加を呼びかけています」とのことでした。

【高江のヘリパットへ支援行動】

その後、平良さんと桃原さんの運転でヘリパット建設が急な高江に行きました。基地が集中する中部地区から北に向かうと、緑の森・青い海・強い太陽とわか雨。雨が降っても心安らぐ自然郷＝やんばるに入ります。その入り口、東村高江地区に住民の何倍もの数の本土機動隊員に守られてヘリパット建設が強行され、不当逮捕者が続出しています。沖縄の人たちはサトウキビ畑の中にテント村を作って道を封鎖しています。沖縄の人々の身体を張った戦いに胸打たれました。私たちは、激励のカンパを渡し、ヤマトでも力強く闘っていくことを改めて決意しました。

最高裁へ向けで活発に行動



昨年7月30日の東京高裁での判決で自衛隊の夜間飛行の差し止めや損害賠償の認証が認められましたが、米軍機の飛行差し止めは認められませんでした。このため米軍機の飛行差し止めを求めて最高裁への上告を8月1日にいたしました。

訴訟団では最高裁判決までの期間、できるだけ行動を積み上げよう役員会で決めました。具体的には最高裁前ピラまきを続けること、主要駅前でピラまき、原告向けに学習会を行うことを決めました。

9月14日(水)に2回目の最高裁前ピラまき行動を行いました。地裁や高裁ではピラまきするグループも多いが、最高裁では少ないという声もありましたが、やっつとよかったという感想です。

主要駅頭のピラまき行動では8月23日に南林間駅、8月29日に大和駅、8月31日に長後駅、9月2日にさがみ野駅頭と、各支部の協力を得ながらピラまきを行人に配りました。どの場所でも「本当に爆音はうるさい」といながら受け取ってくれました。

学習会は、訴訟団が作った厚木基地の現状、裁判の歴史などを短くまとめたビデオを見てから、最高裁での見通しを弁護士と原告の皆さんとで意見交換を行いました。

9月4日に大和生涯学習センターで、9月11日に相模大野のユニコムプラザで、最後に9月24日に高座渋谷学習センターと3か所で行いました。参加者からは民事と行政訴訟の差し止めの違い、裁判では米軍が第三者となれていることの疑問、将来請求についての質問などが出され、それぞれ弁護士から答えていただきました。

原水禁広島大会参加報告

飯森 昭男・会計監査
益田 齊・大和第三支部幹事

被爆71周年原水禁広島大会が8月4日から6日まで開催され、訴訟団から飯森昭男氏と益田齊氏の2名が参加しました。

4日の開会総会では海外からの参加者を含め3,000人が参加しました。被爆者の訴え、高校生大使や海外の参加者のあいさつを受けた後「原爆許すまじ」を全員で合唱しました。終了後、ホテルで神奈川代表団独自で夕食交流会がもたれ、この場を借りて飯森さんから四次訴訟団のチラシを配らせていただきました。

5日は分科会が行われ、それぞれ有意義な時間を過ごしました。6日は平和公園で催された「平和記念式典」に参列。会場は3万人もの参列者であふれかえっており、テレビや新聞紙上で見るのとは違い感銘深いものがあったとのことでした。



活動日誌

8月9日	原告団ニュース54号発行
8月12日	(仮称)調査研究センター担当者打ち合わせ
8月16日	拡大三役会議/訴訟団パンフレット作成会議/NLP通告(硫黄島8/23~8/30)
8月17日	(米原子力空母ロナルド・レーガン 横須賀基地 試験出港)
8月18日	上期会計監査/(米原子力空母ロナルド・レーガン 横須賀基地 入港)
8月20日	県民共闘「違法爆音止める 厚木基地いらない神奈川集会」 第1部 講演会(渋谷学習センター) 18名参加 第2部 屋外集会(やまと公園)・デモ(相模大塚駅) 21名参加
8月22日	賠償金振込(5名)
8月23日	訴訟団パンフレット作成会議/ピラ配布行動(南林間駅) 最高裁前第2号ピラ作成会議/弁護団会議
8月25日	嘉手納訴訟 那覇地裁結審 参加(4名)、全国連打ち合わせ (オスプレイ 4機 厚木基地 着陸)
8月26日	訴訟団パンフレット作成会議/沖縄-高江ヘリパット移設阻止支援行動(4名)
8月26~30日	オスプレイ監視行動(基地北側県道沿い)
8月28日	(オスプレイ 厚木基地 1機離陸)/ (米原子力空母ロナルド・レーガン 横須賀基地 出港・台風回避のため)
8月29日	ピラ配布行動(大和駅)/(オスプレイ 2機 厚木基地 離陸)
8月30日	(NLP期間変更通告(硫黄島8/23~8/31))
8月31日	ピラ配布行動(長後駅)/(米原子力空母ロナルド・レーガン 横須賀基地 入港)
9月2日	ピラ配布行動(さがみ野駅)
9月3日	(米原子力空母ロナルド・レーガン 横須賀基地 出港)
9月4日	最高裁学習活動(大和生涯学習センター) 原告26名 弁護士2名
9月6日	神奈川平和運動センター幹事会 参加/(オスプレイ 1機 厚木基地 離陸)
9月7日	精算業務・実務作業委員会合同会議(委員、弁護士2名)
9月11日	最高裁学習活動(相模大野ユニコムプラザ) 原告46名 弁護士2名
9月13日	事務局打ち合わせ
9月14日	最高裁判所前 ピラまき活動(2) 役員7名、弁護団3名参加 /県民共闘幹事会 参加
9月17~18日	全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 第4回総会・交流会 in横田 7名参加
9月20日	賠償金振込(3名)
9月23日	弁護団会議
9月24日	最高裁学習活動(渋谷学習センター) 原告17名/弁護士会憲法集会16名参加
9月26日	役員会

10月31日(月)15:30の最高裁の口頭弁論に参加希望の原告の方は10月16日までに支部長・または事務所までご連絡下さい。(但し・傍聴席数は少なく限定されています)